

## 平成27年度 自衛官等募集

📍 自衛隊 島原地域事務所 ☎0957(62)3759 または 市役所総務課 ☎050(3381)5020

募集種目	資格	受付期間	試験期日	合格発表
防衛大学校学生 (一般前期)	高卒(見込み含む) 21歳未満の人	9月5日~30日	1次/11月7日・8日 2次/12月8日~12日	1次/11月27日 最終/28年1月19日
防衛大学校学生 (一般後期)		平成28年 1月20日~29日	1次/28年2月20日 2次/28年3月11日	1次/28年3月4日 最終/28年3月18日
防衛医科大 (医学科学生)	高卒(見込み含む) 21歳未満の人	9月5日~30日	1次/10月31日・11月1日 2次/12月16日~18日	1次/12月2日 最終/28年2月17日
航空学生 (海上・航空)	高卒(見込み含む) 21歳未満の人	8月1日~9月8日	1次/9月23日 2次/10月17~22日 3次/11月14日~12月17日	1次/10月9日 2次/11月11日(海) 11月6日(空) 最終/28年1月25日
防衛医科大 (看護学科学学生)	高卒(見込み含む) 21歳未満の人	9月5日~30日	1次/10月17日 2次/11月28日・29日	1次/11月13日 最終/28年2月5日
一般曹候補生	18歳以上 27歳未満の人	8月1日~9月8日	1次/9月19日 2次/10月8日~14日	1次/10月2日 最終/11月13日
自衛官候補生 (男子)	18歳以上 27歳未満の人	年間を通じて 行っています	受付時に お知らせします	試験時に お知らせします
自衛官候補生 (女子)		8月1日~9月8日	9月25日・26日	11月6日

### 待遇/福利厚生等

身分	防衛大学校学生・防衛医科大学校学生	航空学生・一般曹候補生
	防衛医科大学校看護学科学学生	自衛官候補生(2士任官後)
身分	特別職国家公務員	
給与	学生手当:月額109,400円 賞与(期末手当):年2回(6月・12月) ※学生手当については法律の改正により改定 される場合があります。	初任給:月額161,000円 (学歴・経験等により異なります) 昇給:年1回 賞与:期末・勤勉手当(ボーナス) 年2回(6月・12月)
休日休暇	年次休暇(20日/年) 週休2日制、祝日、年末年始休暇、 春季休暇、夏季休暇、特別休暇など	年次休暇(24日/年) 週休2日制、祝日、年末年始休暇、 春季休暇、夏季休暇、特別休暇など

## ~陸上自衛隊 第4音楽隊巡回演奏会~

### ●第4音楽隊とは...

北部九州4県(福岡・佐賀・長崎・大分)の防衛警備および災害派遣を任務とする第4師団唯一の音楽科部隊です。福岡駐屯地(福岡県春日市)に所在し演奏活動を精力的に行っています。

📅7月25日(土) 午後2時開演(午後1時開場)

📍島原市文化会館 大ホール

🎫無料 ※入場整理券が必要となります。

📍自衛隊 島原地域事務所 ☎0957(62)3759



これ知っとる!? 生ごみ処理機器の購入補助をしています

📍環境課 ☎050(3381)5041

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

📍 保険年金課 ☎050(3381)5039 または 長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095(816)3930

### ●被保険者証(保険証)の更新

8月から被保険者証(保険証)が新しくなります



現在使用している保険証の有効期限は、7月31日までとなります。新しい保険証を7月中に郵送しますので、記載内容を確認し、大切にお使いください。なお、更新の際の手続きは必要ありません。

※有効期限の過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄していただくか、保険年金課(または各支所)までお返しください。

※保険料の納付が滞っている人には、有効期間の短い保険証や医療費が一旦全額自己負担となる資格証明書を交付する場合があります。

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などの窓口で提示していただくことで、受診時の窓口での支払い(保険適用分)が自己負担限度額までとなります。また、食事が減額されます。

#### ■認定の対象となる人

住民税非課税世帯に属している人(同一世帯の全員が住民税非課税の場合)

#### ■既に交付を受けている人

現在使用している認定証の有効期限は、7月31日までとなります。引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証と同封して7月中に郵送します。

※「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの人で、その交付を受けている期間に90日を超える入院(申請日から過去1年以内)がある場合は、さらに食事が減額されます。(再度、申請が必要であり、適用は申請日からとなります。)

#### ■認定証の交付を受けるには

保険年金課(または各支所)で申請手続きを行ってください。

申請に必要なもの 保険証、印かん

### ●平成27年度における保険料の軽減措置

所得が少ない人の保険料については、世帯の所得に応じて次に掲げる割合のとおり**保険料の軽減措置が継続されます。**

#### ■均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額	本来の軽減割合	軽減割合
33万円以下の場合	7割	8.5割
※うち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の世帯	7割	9割
33万円+(26万円×被保険者数)以下の場合	5割	5割
33万円+(47万円×被保険者数)以下の場合	2割	2割

#### ■所得割額の軽減

賦課のもととなる所得額(前年中の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額)	軽減割合
58万円以下の場合(年金収入で211万円まで)	5割

#### ■被扶養者であった人の軽減

この制度加入直前に健康保険など(国民健康保険は除く)の被扶養者の人は、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割軽減され、年間の保険料が4,600円になります。

※これらの軽減措置は、あらためて手続きする必要はありません。

※保険料の納付が困難なときは、分割納付などのご相談に応じていますので、お早めにご相談ください。また、失業や災害などの特別な事情がある場合には減免などの制度があります。



これ知っとる!? 住宅・店舗リフォーム費を補助します

📍商工観光課 ☎050(3381)5032